

宜野湾市社会福祉協議会

福祉教育推進校及びボランティア団体助成金交付要綱

1 目的

本要綱は、宜野湾市福祉教育推進校及びボランティア団体事業規程第2条に基づき、福祉活動推進校（以下「推進校」という。）及びボランティア団体等（以下「ボランティア団体」という。）に対する助成金の交付等について定める。

2 助成金の種類

本要綱の助成金は、「宜野湾市福祉教育推進校事業助成金」（以下「推進校助成金」という。）及び宜野湾市ボランティア団体助成金（以下「ボランティア助成金」という。）をいう。

3 助成金交付の対象

本事業の定める助成金の対象は、宜野湾市福祉教育推進校及びボランティア団体助成事業規程第6条に規定する学校及び団体とする。

4 事業経費

本事業に必要な経費は、寄付金、社協会費、共同募金配分金等をもって充てる。

5 助成金額

推進校助成金の上限は、1万円とする。また、ボランティア助成金の助成金の上限は、20万円とする。

6 助成事業の期間

推進校の助成期間においては、当該年度の4月1日から12月31日までの9カ月間とし、毎年度申請を受け付けるものとする。

ボランティア助成金の期間は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。

7 助成対象となる活動

助成の対象となる活動等は以下に掲げるとおりとする。

- (1) 推進校においては、毎年度作成する、宜野湾市福祉活動推進校事業実施要項（以下、「福祉活動推進校実施要項」とする）による活動とする。
- (2) ボランティア団体においては、毎年度作成する、宜野湾市ボランティア団体事業実施要項（以下、「ボランティア団体実施要項」とする）による活動とする。

8 指定活動への協力

推進校及びボランティア団体は本会が指定する活動へ協力しなければならない。

- (1) 本会が指定する活動等への参加協力

(2) 赤い羽根共同募金運動への参加協力

9 助成金の対象外経費

次の各号に掲げる経費は、助成金の助成対象外の経費とする。

- (1) 人件費に係る経費。但し、ボランティア活動に直接関わる交通費、講師謝礼金は補助対象とする。
- (2) 備品購入に関わる経費。但し、本会が認めた備品については補助対象とする。
- (3) 研修会に関わる経費。但し、本会が認めた研修会は補助対象とする。
- (4) 本会以外の助成金を受ける重複助成は認めない。

10 公募期間

助成金の公募期間は、福祉教育推進校実施要項及びボランティア団体実施要項が定める期間とする。

11 交付申請

助成金の交付申請においては、福祉教育推進校実施要項及びボランティア団体実施要項が定める書類にて提出しなければならない。

12 審査

第11条に基づき、助成金申請があった場合は、会長は7月までに宜野湾市ボランティアセンター設置規則第2条(8)に基づき、申請内容について審査を依頼する。ただし、福祉教育推進校においては、審査免除とし、本会会長にて助成金交付を行うこととする。

2 審査については、宜野湾市ボランティアセンター運営委員会の委員をもってあてる。

3 委員会は、申請内容を審査し、結果を会長に報告しなければならない。

13 助成金の交付

会長は、前条第3項に規定する審査結果の報告を受けたときは、助成金の対象事業としての可否を決定し、助成金交付決定通知書をもって申請者に通知する。

14 実績の報告

本事業の助成金を受けた推進校及びボランティア団体においては、福祉教育推進校実施要項及びボランティア団体実施要項が定める指定書類にて提出しなければならない。

15 助成金の返還

本会より助成金交付決定後、本助成金の目的外、対象外の経費の使用が確認された場合は、本会は助成金の一部又は、全額返還を求めることができる。その際、助成を受けた推進校及びボランティア団体は速やかに返還しなければならない。

この要綱は、平成22年 4月 7日から施行する。
この要綱は、平成24年 5月14日から施行する。
この要綱は、平成25年 2月18日から施行する。
この要綱は、平成26年 3月 6日から施行する。
この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。
この要綱は、令和 3年 1月14日から施行する。
この要綱は、令和 4年 3月 3日から施行する。
この要綱は、令和 5年 3月28日から施行する。
この要綱は、令和 5年 5月11日から施行する。

令和6年度

宜野湾市ボランティア団体事業実施要項

1. 目的

本事業は、宜野湾市ボランティア団体（以下、「団体」とする。）が行っている既存の活動だけでなく、本市の地域福祉課題に対し、課題解決に向けた取り組みを行う団体に対し、活動費の助成を行い本市の地域福祉活動の向上に努める事を目的とします。

また、本市の地域福祉課題解決に向けた取り組みで新規に団体立ち上げを行うグループに対しても活動が実施しやすいよう取り組みの支援を行っていきます。

2. 活動展望について

地域福祉課題が複雑多様化している昨今の地域社会の中で、「我が事丸ごと地域共生社会」「SDGs」が叫ばれています。団体と本会が協働連携し、本市における地域福祉課題解決に向けた取り組みが行われていく事を望みます。また、「人を支える喜び」「人に支えられる喜び」が感じられ、実現できる社会を目指していきます。

3. 実施主体 社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会

4. 指定団体 別紙資料①の指定団体参照してください。

5. 助成金メニュー 別紙資料①の事業メニュー参照してください。

6. 助成期間 当該年度の申請決定日から3月31日までの期間とします。

但し、じのーんUP支援（Bコース）については、申請決定日から令和7年2月14日までの期間とします。

7. 自立に向けた取り組み

本会からの助成については、一定期間の役割を終えたと判断した場合は、継続が出来ない可能性もあります。活動の自立に向けた取り組みについても団体で検討していただきながら本事業へのご申請をお願い致します。

8. 申請及び報告

(1) 申請においては、別紙資料に作成後、本会へ提出をしてください。また、提出期限については、令和6年1月11日～令和6年2月9日までとします。

(2) 事業報告においては、別紙資料にて本会へ提出する事とします。

提出書類については、助成金決定時に本会よりお渡しします。

提出期限：令和7年4月10日まで

●但し、じのーんUP支援（Bコース）については、令和7年2月末までと致します。

*本事業は、赤い羽根共同募金を活用した事業の為、活動している様子や事業報告書等を本会 HP や沖縄県赤い羽根共同募金会へ報告する際に活用します。申請時に個人情報に関する同意をお願いします。また、赤い羽根共同募金運動（街頭募金、戸別募金等）への積極的なご協力をよろしくお願いいたします。

9. 必要書類について（事業メニューごとで書類が違います）

- ① 令和6年度ボランティア団体助成金申請について（様式第1号/共通様式）
- ② 令和6年度ボランティア団体助成事業 ボランティア団体助成金交付申請書（様式第2号/共通様式）
- ③ 令和6年度ボランティア団体助成金 事業計画及び収支計画書（様式第3号）
ゴミ出し支援・草刈り支援用
- ④ 令和6年度ボランティア団体助成金 事業計画及び収支計算書（様式第4号）
じのーんUP支援用

*本資料については、宜野湾市社会福祉協議会HP → ボランティアに書式として添付していますので、各自取り込みして使用してください。

10. 提出先

宜野湾市社会福祉協議会 地域福祉推進係 ボランティア担当

連絡先 098-892-6525

FAX 098-892-0843

メール sandankun@ginowanshakyu.or.jp

令和6年度 課題解決型ボランティア助成事業

No.	事業メニュー	活動内容	申請できる団体	対象となる人(世帯)	助成対象経費 ※全メニュー人件費は対象外	活動の参考例	助成金額 (1団体の 上限)	助成団体 枠の上限	助成期間 (上限)
1	ゴミ出し支援	・ゴミ出しができなくなった高齢者や障がい者等のゴミ出しを支援しながら見守り活動を行う。	①4人以上のメンバーが活動する団体及びグループ(企業、自治会、老人クラブ、学生サークル、等)	・社協、行政、包括支援センター等の支援機関が支援が必要と認める世帯。	・ゴミ回収費(業者支払い) ・ゴミ回収に使用する車や地域内のクリーニングに係る費用 ・車両燃料費 ・その他、消耗品等	(例)健康づくりの一環として朝のウォーキングをしながら対象者宅のゴミ出しを支援する。 (例)申請団体が持つ既存のゴミステーションを活用して支援を行う。	(1年目) 8万円 (2年目) 6万円	2~3団体	なし ※但し、2年目以降は活動実績による
2	草刈り支援	・経済的、身体的な理由から、自宅敷地内の草刈りができなくなった高齢者や障がい者等の草刈りを支援する。	②法人格の有無及び活動年数は問わない。		・車や草刈り機の燃料費 ・熱中症対策に係る費用(飲み物・塩分チャージ等) ・その他、消耗品代等	(例)申請団体の健康づくりやダイエット企画に絡めてイベント化する。	(1年目) 5万円 (2年目) 4万円	2~3団体	なし ※但し、2年目以降は活動実績による
3	じのーんUP支援 ●Aコース 立ち上げ支援 ●Bコース 活動応援支援	・店舗、事務所、自宅等の空スペースを活用し、世代や属性を越えた居場所づくり。 ・「得意」「専門」「好き」を活かしたボランティア活動。 ※活動場所は宜野湾市内とする。 ※活動頻度は月に1回以上とする。 ※地域福祉の活性化につながる内容であること。 ※Bコースについては、「活動応援支援」を目的としている為、申請団体の特徴を活かした活動であることが望ましい。 ※審査方法は、提出書類をもとに行う。	③無償で活動することができる団体及びグループ ④じのーんUP支援(Bコース)については、自治会は対象外とする。	・市内在住の高齢者、子ども、障がい者を含む市民全員。	<Aコース> ・イス、机、CDプレーヤー、TV、ゲーム用品等の備品購入費 ・活動費(おやつ、飲み物代、交通費、消耗品代等) <Bコース> ・活動費や消耗品費等の必要経費(人件費以外申請可能)	(例)保育園等のスペースを活用し、高齢者と交流会をする。 (例)障がい者支援センターで、「お招き会」を開催し、地域交流を図る。 (例)〇〇教室を開催する。 (例)ミニデイサービスでダンスを披露する。	(Aコース) 10万円 (Bコース) 3万円	A・B併せて5団体以上を予定	1年 ※立ち上げ費用とする なし ※但し、2年目以降は活動実績による